

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	北本市 112330
地域名 (地域内農業集落名)	A地区 (宮内上、宮内下、東間1、東間2、東間3、深井1、深井2、深井3)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	86.6 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	61.8 h a
② 田の面積	10.2 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	76.4 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	24.1 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	21.7 h a
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	31.5 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	6.6 h a
（備考）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

75才以上で後継者未定の農業者の耕地面積が6.6haあり、農地の新たな受け手の確保が必要である。区域内に「北本市農業ふれあいセンター」があり、地産地消と農産物等の情報発信効果が期待される。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

農地利用は、中心経営体及び認定農業者が担うほか、認定新規就農者の受入を促進することにより対応していく。交通上の問題で国道17号の東西で担い手が分かれており、国道西側の農地に国道東側の担い手を確保するためには、国道西側により一層の集約化が求められる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手（認定農業者、法人等）への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	20.0	%	将来の目標とする集積率
			56.0 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
農地利用は、中心経営体及び認定農業者が担うほか、認定新規就農者の受入を促進することにより対応していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を令和15年度までに計画する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる防除作業は委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業	✓	④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①北本市鳥獣被害防止計画に基づき、被害額の大きいアライグマへの対策を進めることし、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集・育成を通じて被害農地の減少に努める。
- ②農薬の適正使用を広報等で周知する。慣行栽培から有機農業への移行を希望する農業者に対し必要な情報を提供する。
- ④水田に連続して作付けられている畑作物は畑地での栽培に切り替えていく。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認就	A	露地野菜	0.01 ha	- ha	露地野菜	0.01 ha	- ha		
認農	B	露地野菜	0.14 ha	- ha	露地野菜	0.14 ha	- ha		
認農	C	施設野菜	1.03 ha	- ha	施設野菜	1.03 ha	- ha		
認農	D	施設野菜	0.45 ha	- ha	施設野菜	0.45 ha	- ha		
認農	E	施設野菜	0.19 ha	- ha	施設野菜	0.19 ha	- ha		
認農	F	露地野菜	1.77 ha	- ha	露地野菜	1.77 ha	- ha		
認就	G	果樹類	0.38 ha	- ha	果樹類	0.38 ha	- ha		
認農	H	水稻	8.33 ha	- ha	水稻	8.33 ha	- ha		
認農	I	果樹	0.86 ha	- ha	果樹	0.86 ha	- ha		
認農	J	水稻	1.44 ha	- ha	水稻	1.44 ha	- ha		
認農	K	施設野菜	0.88 ha	- ha	施設野菜	0.88 ha	- ha		
認農	L	露地野菜	0.96 ha	- ha	露地野菜	0.96 ha	- ha		
認農	M	露地野菜	0.76 ha	- ha	露地野菜	0.76 ha	- ha		
認農	N	水稻	0.17 ha	- ha	水稻	0.17 ha	- ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	14経営体		17.37 ha	0 ha		17.37 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する

集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は

「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1			
2			
3			
4			
5			
6			

7			
8			

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	北本市 112330
地域名 (地域内農業集落名)	B地区 (山中、北中丸東、北中丸南、北中丸西、北中丸北、花の木、常光別所、古市場、北本宿)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してくだ

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	128.7 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	96.3 h a
② 田の面積	20.1 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	108.6 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	35.8 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	32.3 h a
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	36.2 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	9.8 h a
（備考）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

75才以上で後継者未定の農業者の耕地面積が9.8 h aあり、農地の新たな受け手の確保が必要である。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

農地利用は、中心経営体及び認定農業者が担うほか、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手（認定農業者、法人等）への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	20.1	%	将来の目標とする集積率 56.0 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
農地利用は、中心経営体及び認定農業者が担うほか、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。	
(3) 基盤整備事業への取組	
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を令和15年度までに計画する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
作業の効率化が期待できる防除作業は委託を進める。	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業	✓	④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①北本市鳥獣被害防止計画に基づき、被害額の大きいアライグマへの対策を進めることし、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集・育成を通じて被害農地の減少に努める。

②農薬の適正使用を広報等で周知する。慣行栽培から有機農業への移行を希望する農業者に対し必要な情報を提供する。

④水田に連続して作付けられている畑作物は畑地での栽培に切り替えていく。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
法人	A	露地野菜	0.55 ha	- ha	露地野菜	0.55 ha	- ha		
認農	B	施設野菜	1.44 ha	- ha	施設野菜	1.44 ha	- ha		
認農	C	露地野菜	1.75 ha	- ha	露地野菜	1.75 ha	- ha		
認農	D	露地野菜	1.18 ha	- ha	露地野菜	1.18 ha	- ha		
認農	E	施設野菜	2.00 ha	- ha	施設野菜	2.00 ha	- ha		
認農	F	施設野菜	1.45 ha	- ha	施設野菜	1.45 ha	- ha		
認農	G	施設野菜	0.66 ha	- ha	施設野菜	0.66 ha	- ha		
認農	H	施設野菜	1.55 ha	- ha	施設野菜	1.55 ha	- ha		
認農	I	露地野菜	1.27 ha	- ha	露地野菜	1.27 ha	- ha		
認農	J	果樹	1.41 ha	- ha	果樹	1.41 ha	- ha		
認農	K	露地野菜	5.10 ha	- ha	露地野菜	5.10 ha	- ha		
認農	L	水稻	3.74 ha	- ha	水稻	3.74 ha	- ha		
認農	M	施設野菜	1.14 ha	- ha	施設野菜	1.14 ha	- ha		
認農	N	施設野菜	0.72 ha	- ha	施設野菜	0.72 ha	- ha		
認農	O	施設野菜	0.97 ha	- ha	施設野菜	0.97 ha	- ha		
認農	P	その他	0.81 ha	- ha	その他	0.81 ha	- ha		
認農	Q	水稻	0.10 ha	- ha	水稻	0.10 ha	- ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	17経営体		25.84 ha	0 ha		25.84 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する

集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は

「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、

経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め

てください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	北本市 112330
地域名 (地域内農業集落名)	C地区 (北原、荒上手、宮岡、烏の木、河岸、丸山、北袋、谷足、荒久保)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してくだ

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	114.3 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	107.3 h a
② 田の面積	11.5 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	102.8 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	31.8 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	28.7 h a
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	34.0 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	10.1 h a
（備考）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

75才以上で後継者未定の農業者の耕地面積が10.1haあり、農地の新たな受け手の確保が必要である。また河川敷に国土交通省用地を借用して約20haの耕地があり、担い手の不足により返却する可能性がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

農地利用は、中心経営体及び認定農業者が担うほか、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手（認定農業者、法人等）への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	22.5	%	将来の目標とする集積率 56.0 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
農地利用は、中心経営体及び認定農業者が担うほか、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。	
(3) 基盤整備事業への取組	
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を令和15年度までに計画する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
作業の効率化が期待できる防除作業は委託を進める。	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業	✓	④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①北本市鳥獣被害防止計画に基づき、被害額の大きいアライグマへの対策を進めることし、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集・育成を通じて被害農地の減少に努める。

②農薬の適正使用を広報等で周知する。慣行栽培から有機農業への移行を希望する農業者に対し必要な情報を提供する。

④水田に連続して作付けられている畑作物は畑地での栽培に切り替えていく。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	A	露地野菜	2.51 ha	- ha	露地野菜	2.51 ha	- ha		
認農	B	水稻	3.64 ha	- ha	水稻	3.64 ha	- ha		
認農	C	水稻	3.73 ha	- ha	水稻	3.73 ha	- ha		
認就	D	露地野菜	0.58 ha	- ha	露地野菜	0.58 ha	- ha		
認農	E	果樹	0.01 ha	- ha	果樹	0.01 ha	- ha		
認農	F	果樹	0.38 ha	- ha	果樹	0.38 ha	- ha		
認農	G	施設野菜	4.36 ha	- ha	施設野菜	4.36 ha	- ha		
認農	H	露地野菜	1.90 ha	- ha	露地野菜	1.90 ha	- ha		
認農	I	水稻	4.86 ha	- ha	水稻	4.86 ha	- ha		
認農	J	露地野菜	1.21 ha	- ha	露地野菜	1.21 ha	- ha		
認農	K	露地野菜	0.89 ha	- ha	露地野菜	0.89 ha	- ha		
認農	L	水稻	1.54 ha	- ha	水稻	1.54 ha	- ha		
認農	M	施設野菜	0.07 ha	- ha	施設野菜	0.07 ha	- ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	13経営体		25.68 ha	0 ha		25.68 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する

集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は

「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、

経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め

てください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	北本市 112330
地域名 (地域内農業集落名)	D地区 (二ツ家、下久保、緑、日の出、原、上の上手、勝林、台原、九丁、堀の内、石戸宿、横田、南、東原、馬場、城中)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	160.3 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	127.0 h a
② 田の面積	6.9 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	153.4 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	44.6 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	40.2 h a
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	49.4 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	18.8 h a
（備考）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

75才以上で後継者未定の農業者の耕地面積が18.8haあり、農地の新たな受け手の確保が必要である。また河川敷に国土交通省用地を借用して約30haの耕地があり、担い手の不足により返却する可能性がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

農地利用は、中心経営体及び認定農業者が担うほか、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手（認定農業者、法人等）への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	20.6 %	将来の目標とする集積率	56.0 %
--------	--------	-------------	--------

（３）農用地の集団化（集約化）に関する目標

農地利用は、中心経営体及び認定農業者が担うほか、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。

（２）農地中間管理機構の活用方法

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を令和15年度までに計画する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県及びＪＡと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できる防除作業は委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業	✓	④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①北本市鳥獣被害防止計画に基づき、被害額の大きいアライグマへの対策を進めることし、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集・育成を通じて被害農地の減少に努める。

②農薬の適正使用を広報等で周知する。慣行栽培から有機農業への移行を希望する農業者に対し必要な情報を提供する。

④水田に連続して作付けられている畑作物は畑地での栽培に切り替えていく。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	A	果樹	0.55 ha	- ha	果樹	0.55 ha	- ha		
認就	B	露地野菜	0.43 ha	- ha	露地野菜	0.43 ha	- ha		
認農	C	露地野菜	0.91 ha	- ha	露地野菜	0.91 ha	- ha		
認農	D	露地野菜	14.72 ha	- ha	露地野菜	14.72 ha	- ha		
認農	E	露地野菜	0.36 ha	- ha	露地野菜	0.36 ha	- ha		
認農	F	水稻	2.54 ha	- ha	水稻	2.54 ha	- ha		
認農	G	花き	1.00 ha	- ha	花き	1.00 ha	- ha		
認農	H	水稻	0.72 ha	- ha	水稻	0.72 ha	- ha		
認農	I	露地野菜	0.66 ha	- ha	露地野菜	0.66 ha	- ha		
認農	J	果樹	0.70 ha	- ha	果樹	0.70 ha	- ha		
認農	K	花き	0.46 ha	- ha	花き	0.46 ha	- ha		
認農	L	露地野菜	1.65 ha	- ha	露地野菜	1.65 ha	- ha		
認農	M	露地野菜	1.49 ha	- ha	露地野菜	1.49 ha	- ha		
認農	N	果樹	0.56 ha	- ha	果樹	0.56 ha	- ha		
認農	O	水稻	0.11 ha	- ha	水稻	0.11 ha	- ha		
認農	P	露地野菜	5.94 ha	- ha	露地野菜	5.94 ha	- ha		
認農	Q	施設野菜	0.20 ha	- ha	施設野菜	0.20 ha	- ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	17経営体		33.00 ha	0 ha		33.00 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する

集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は

「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、

経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め

てください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1			
2			
3			
4			
5			
6			

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。